

奈良公園植栽計画検討委員会
第1回委員会

調査の経過報告

お願い

本資料は、第1回委員会（11月2日（金）開催）にご持参ください。

目次

1. 基礎条件の整理	1
(1) 対象区域の整理	1
(2) 上位計画及び関連計画の整理	3
(3) 関係法令	9
(4) 来園者の傾向	12
(5) 現況樹木	19
2. 樹木等の調査	25
(1) 景観木等	25
(2) 不良樹木	38
(3) 関係者ヒアリング	55
3. 景観評価	
(1) 景観変化の把握	58
(2) 樹林等の変化の把握	75
(3) 認知されている重要景観の整理	80
(4) 景観評価	88

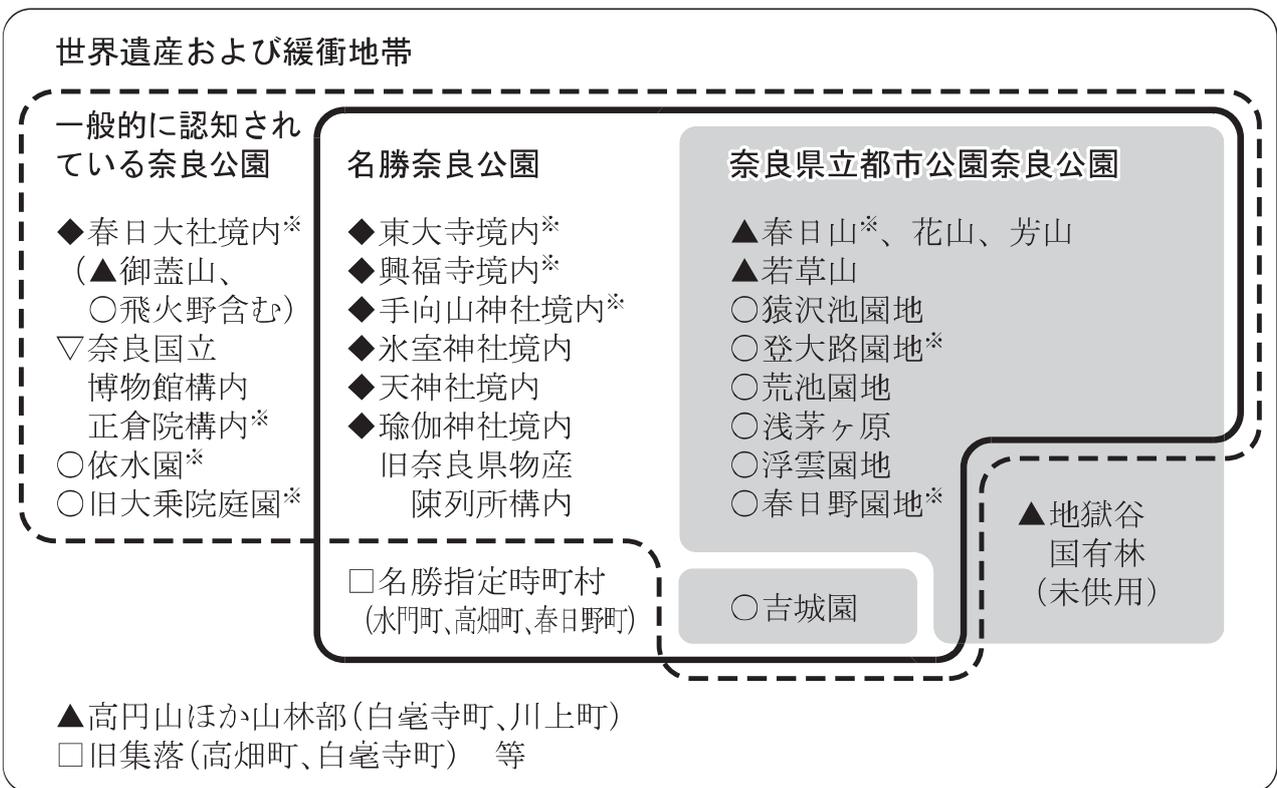
1. 基礎条件の整理

(1) 対象区域の整理

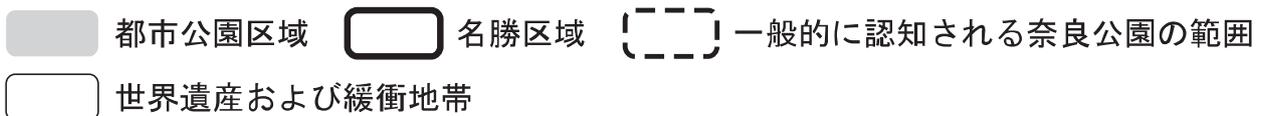
本業務の対象地は、都市公園である「奈良公園開設区域の平坦部（約40ha）」と「若草山山頂付近及び吉城園周辺その他（約10ha）」であるが、調査分析及び計画検討を行うにあたっては、業務対象地の周辺を含めた検討が必要である。また、「名勝奈良公園」としての保存管理との兼ね合いから、名勝の指定区域に留意する必要がある。よって、本業務においては、調査分析等の対象とする“調査範囲”と計画検討の対象とする“計画区域”を設定する。

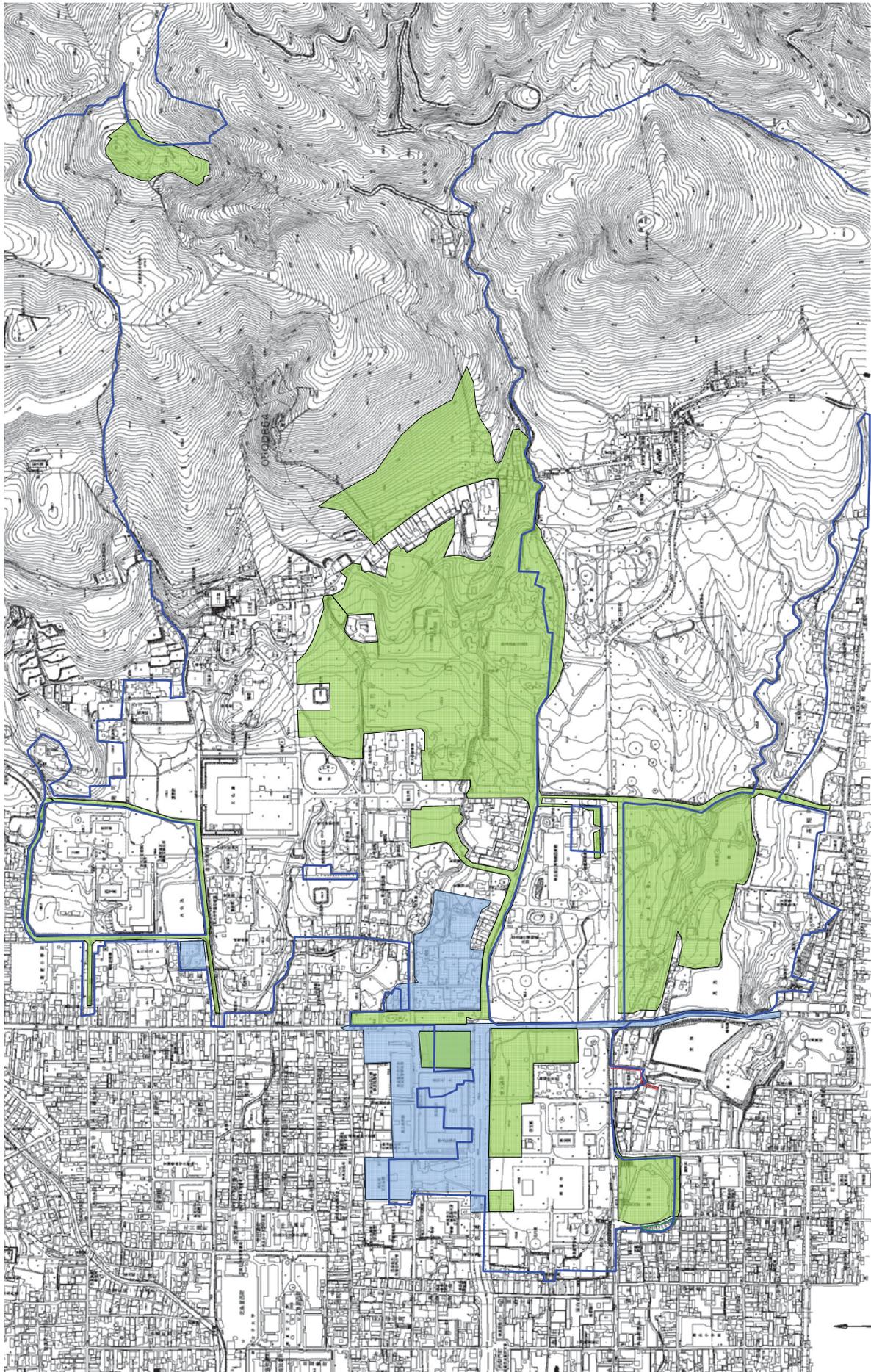
調査範囲は、下記に示した“【参考資料】「奈良公園」区域の概念”を参考にして、一般に認知されている奈良公園を含む一帯を対象とする。（図一 参照）計画区域は、業務対象地とする。

【参考資料】「奈良公園」区域の概念 出典：名勝奈良公園保存管理・活用計画



▲…山林部 ○…園地、庭園 ◆…社寺境内 ▽…博物館構内 □…旧集落
 ※ 名勝奈良公園以外の記念物（史跡・名勝・天然記念物）が指定されている区域





※景観評価等の調査範囲は、概ね上記の図版の範囲とする。



調査範囲

(2) 上位計画及び関連計画の整理

1) 上位計画及び関連計画の位置づけ

本業務の上位計画及び関連計画の位置づけ等を整理する。

①奈良公園基本戦略 まちづくり推進局奈良公園室 平成24年2月

基本戦略は、奈良公園の利用促進のため、奈良公園の抱える課題を解決し、奈良公園を名実ともに「世界に誇れる公園」にしていくことを目指すものとして、基本的な考え方や今後の方向性、重点的な取り組みを整理したもので、本業務の上位計画に相当する。基本戦略の施策・事業は、「①価値を守る」「②魅力を活かす」「③県が主体的に取り組む」を基本方針にして、「自然資源や歴史・文化資源や公園資源の保存」「移動の円滑化」「にぎわいづくり」「コンベンションによる振興」「周辺環境の向上」「来訪者の満足度の向上」「情報発信と享受」をねらいとした施策・事業を設定している。これらの施策・事業のうち「自然資源の保存－植生の維持・管理」「公園資源の保存－植生植栽の維持・管理」は本業務と大きな関わりがあり、「奈良公園植栽計画の策定」が具体的な事業として位置づけられている。

②名勝奈良公園保存管理・活用計画 奈良県 平成23年3月

(平成20年度 名勝奈良公園保存管理・活用計画策定基礎調査報告書 平成21年3月)

(平成21年度 名勝奈良公園保存管理・活用計画策定検討業務 平成22年3月)

奈良県は平成19年度より、名勝奈良公園の自然的特質、歴史的・文化的特質の把握及び魅力の維持に向けた検討を進めるため、「名勝奈良公園保存管理・活用計画」策定検討委員会を設置・開催し、保存管理・活用計画策定のための基礎的検討を行ってきた。当該業務では、これらの検討ならびに委員会での議論を踏まえ、各種調査の実施、関係方面との協議や合意形成を通じて、奈良公園の沿革、現状と課題の把握、その本質的価値の把握、保存管理・活用の基本方針を検討したうえで、保存管理・活用計画を策定している。

本業務においては、業務対象地の大部分を名勝奈良公園の指定区域にあたることから、名勝としての適切な保存・管理を踏まえた植栽計画及び植栽管理マニュアルを策定するために、当該業務の計画内容に十分に配慮して進める必要がある。また、当該業務の検討内容には、奈良公園の歴史文化や景観に関する資料が豊富であることから、適宜これらを計画検討の参考にする。

③平成23年度奈良公園植栽管理計画調査業務報告書 奈良公園管理事務所 平成24年3月

当該業務は、奈良公園の植栽管理計画策定のために実施された調査業務であり、本業務の前段に相当する。業務内容は、「1) 春日山原始林を中心とした調査」と「2) 平坦部を中心とした調査」により構成されており、後者が本業務との関わりが大きい。後者の業務内容は、以下のとおりである。

1.これまでの植栽及び植物管理状況調査

文献(「奈良公園史」等)、過去の計画(「奈良公園整備基本計画報告書」、「奈良公園整備検討委員会報告書」、「名勝奈良公園保存管理・活用計画」等)、奈良県資料(「公園樹木台帳」等)から、奈良公園平坦部におけるこれまでの植栽管理の考え方について整理した。

2.植栽現況調査

「公園樹木台帳」をもとに奈良公園平坦部の植栽現況について整理した。なお、調査にあたっては「奈良公園平坦部の樹木分布状況」(「名勝奈良公園保存管理・活用計画」所収)の補足調査として、春日大社の平坦部の植栽、奈良国立博物館の植栽、既存調査済み区域の内外で整理すべき樹種を対象に実施した。

また、奈良公園の植物管理の今後の方向性を検討するため、植物景観管理作業を試行した。

2) 上位計画及び関連計画で指摘されている課題

上位計画及び関連計画等で指摘されている課題のうち、植栽計画に関わる課題を整理し、下表にまとめる。

	問題点・課題
植栽計画に直接 関わる課題・対策	① ナンキンハゼが増殖・逸出し、春日山原生林に侵入している。
	② 古木の樹勢が衰え、枯死し、景観が変化している。
	③ 名木やいわれのある樹木の樹勢が衰え、枯死している。
	④ 樹木生長により、若草山・東大寺大仏殿・興福寺五重塔などへの眺望景観が阻害されている。
	⑤ 樹木生長により、樹林が過密なところがあるほか、サクラやフジ、ウメの樹木を被圧している。
	⑥公園の魅力向上のため、色彩感や季節感のある植栽の充実が期待されている。
植栽計画に間接 的に関わる課題・ 対策	⑦ 吉城園やその周辺地、その他の古都買入地などが低未利用であり、樹林等も繁茂、荒廃している。
	⑧ 観光交流拠点となるべき、県庁舎周辺地区の魅力が不足している。

○ ナンキンハゼ^{*3}等の外来種の侵入による春日山原始林の荒廃

奈良公園は、植栽、植生による自然豊かな風致景観を有している。

春日山原始林は1955年（昭和30年）に国の特別天然記念物に指定されているが、近年、山林部において倒木等により林冠^{*4}が開いた箇所において、日射量の増加、土壌流出、林内乾燥が見られるほか、ナンキンハゼ等の外来種の侵入による春日山原始林の種組成^{*6}の変化などにより、荒廃が進んでいる。さらに、後継樹の実生がシカに食され、森林の更新も妨げられている状態であり、春日原生林の適切な管理が求められている。



写真 山林部における外来種（ナンキンハゼ）の侵入

問題点・課題 ②・③・④ 資料

○ 奈良公園周辺における樹木の生長による眺望の阻害

奈良公園は、植栽・植生による自然豊かな風致景観を有している。

しかしながら、平坦部では、境内地及び園地において、古木や名木の枯死や伐採跡が見られるほか、樹木の生長により、眺望や景観が阻害されている箇所が見受けられるため、後継樹の育成や植栽、樹勢の維持など適切な日常管理が必要である。

また、公園周辺の低未利用地においても、樹木の繁茂や荒廃が見られることから、適切な維持管理や必要に応じて改善に取り組むことが必要である。



写真 平坦部における古木の枯死や伐採跡の状況



写真 新公会堂からみた若草山の眺望阻害状況

○ 吉城園主棟、旧青少年会館など県有建築物の老朽化・低未利用

吉城園周辺は、奈良公園の入り口に位置しており、近鉄奈良駅から東大寺、国立博物館等への主動線上になっているものの、建物の老朽化が著しくまた、有効に活用されていないものも多い。このため、既存施設の有効活用を図るとともに、適切な維持管理が求められている。



図 3-3 吉城園周辺の位置



図 3-4 吉城園周辺の低未利用施設

副知事公舎



旧青少年会館(主棟)



吉城園主棟



写真 活用されていない主な県有施設

○ 古都買入地¹⁷の低未利用

奈良県では、古都の歴史的風土の保存を図るために、古都法に基づき土地の買い入れを進めているが、吉城園南側や高畑町裁判所跡地周辺などをはじめとして、土地の有効活用されていない古都買入地が奈良公園周辺に点在しており、これらの有効活用が求められている。



写真 吉城園南側



写真 高畑裁判所跡地周辺

図 3-15 奈良公園周辺における古都買入地の分布状況

¹⁷ 古都買入地とは、古都法（古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法）の目的を達成するために、県が必要な土地の買入れを行うもの

○ 県庁舎など観光交流拠点における魅力不足

県庁周辺は近鉄奈良駅から東大寺、春日大社、奈良国立博物館への主要動線上に位置していることから、奈良公園周辺の眺望を来訪者に楽しんで頂くため、平成20年度に県庁舎の屋上を緑化した。これにより年間36万人（平成22年度）の来訪者が訪れているが、立地条件を活かした観光交流拠点としての魅力が充分でない。



図 3-12 近鉄奈良駅から奈良公園までの状況



図 3-13 県庁の屋上来訪者へのアンケート調査 (奈良県 平成 23 年 11 月)

植栽計画・植栽管理に関わる課題・対策の整理

	奈良公園基本戦略 H24.2 奈良県	名勝奈良公園保存管理・活用計画 H23.3 奈良県	平成23年度奈良公園植栽管理計画調査業務 H24.3 奈良県
植栽計画に直接関わる課題・対策	ナギやナンキンハゼ等の外来種の侵入による春日山原始林の荒廃 春日山原生林の再生	ナギやナンキンハゼ等の外来種の侵入による原始林の種組成の変化、多様性の劣化が懸念される 古木の枯死・伐採による風致景観の変化が懸念される 名木やいわれのある樹木の枯死・伐採	平坦部のナンキンハゼが拡大している サクラ・カエデ類など色彩感・季節感のある樹木の植栽 マツ等奈良公園を代表する樹木の後継樹の植栽の推進 高木の高さ調整による若草山・東大寺大仏殿・興福寺五重塔などの眺望の確保 ・サクラ、フジ、ウメ、カエデ等を被圧する樹木の剪定 ・密植樹木や繁茂した樹木の整理 ・沿道部等の落枝等の安全対策 ・混植されたサクラ類の整理
植栽計画に間接的に関わる課題・対策	吉城園主棟、旧青少年会館など県有建築物の老朽化・低未利用 古都買入地の低未利用 県庁舎など観光交流拠点における魅力不足	公園周辺の低未利用地について、維持管理不足による樹林の繁茂や荒廃による景観への影響が懸念される	適切な維持管理と必要に応じた改善に取り組み必要がある
公園整備に関わる課題・対策	浮見堂、五十二段など公園施設の老朽化 トイレ、ベンチ等の不足、老朽化による周遊環境の不備 自動車と歩行者の動線の交錯 照明の不足による危険な夜間利用 鷺池、大仏池など景観を構成する池の土砂堆積・水質悪化	降雨等による土砂流出は、地形・地割の変化による景観への影響や、樹木の根系の露出による根の損傷等が懸念される。 砂利舗装の飛散や土砂流出等は、来訪者の利便性や安全性の低下とともに景観上の悪化が懸念される。 境内地、公園地の利用動線のバリアフリー化等の整備については、利便性や安全性、快適性の確保とともに、文化財の保存と名勝の景観に対する影響を配慮する 池面への周辺景観の映り込み等による水辺景観の形成に配慮して、適正な維持管理を図る必要がある。 池、川のゴミや落ち葉の散乱や土砂流入による水質の汚濁や藻の繁殖等が一部みられる	土砂流出箇所の修復と再発防止に向けた取り組みが必要とされる。 日常の管理（点検）の徹底と必要に応じた改善に取り組み必要がある。 池面への周辺景観の映り込み等による水辺景観の形成に配慮して、適正な維持管理を図る必要がある。 池、川のゴミや落ち葉の散乱や土砂流入による水質の汚濁や藻の繁殖等が一部みられる 資材置場や駐車場等について、目隠しフェンス等の処置が不十分な箇所もみられる
アクセス・動線等に関わる課題・対策	移動手段の不足による高齢者等の移動困難 観光バスなどによる交通渋滞	周遊バスの導入 登大路駐車場のバスターミナル化/パーク&バスライドの実施	参道や園路等の利用動線からの視認性について景観的配慮が求められる。

(3) 関係法令

ここでは、計画対象地の樹木等の伐採や更新植栽等の行為に関わる法令を示す。

①風致地区

奈良公園一帯は、都市計画法ならびに奈良県風致地区条例に基づく「春日山風致地区」（約2,801.8ha）に指定され、奈良公園及び周辺の風致景観保全が図られている。「奈良県風致保全方針」において、奈良公園区域内はすべて「春日山風致地区」のゾーン1（保護地区）に指定されている。

春日山風致保全方針

1. 地区の概況

奈良盆地の東端を形成する大和青垣の山並みと春日断層崖による「青垣」といった美しい自然景観の保全を念頭におき、東大寺、興福寺、春日大社といった国宝・重要文化財の建築群と周辺の緑地や山並みへの眺望等、奈良の重要な景観を維持・保全していく。また、山並みに緩く連なる市街地や田園・果樹園等の農村地域の風景といった、奈良全体のイメージを構成する景観を保全するために、緑地保全、建築物の意匠形態に配慮する。

2. 地区の風致特性

- (1) 風致構成要素 自然保全＋歴史保全＋市街地育成型
(2) ランドマーク 遠景：春日山、若草山、高円山、原始林
中景：奈良公園（東大寺、興福寺、春日大社等）
近景：奈良公園（東大寺、興福寺、春日大社等）
(3) 主な視点場 登大路、国道169号、飛火野、若草山

3. 地区の維持・創出すべき風致の内容

- (1) 保護すべき要素
自然：春日山原始林を含む森林
歴史：東大寺、興福寺、春日大社等の史跡及びそれと一体となっている緑地
(2) 維持・保全すべき要素
・春日山を中心とする山並みの稜線（遠景）
・青垣を形成する急斜面の緑地
・奈良公園周辺のまちなみ（近景）
・旧集落の一体感あるまちなみ（近景）
(3) 育成すべき要素
・歴史的景観との調和（遠景としての屋根並み）
・背景となる緑地との調和（遠景としての色彩、緑化による一体感）

4. ゾーンごとの建築物等の修景に関する方針

- ゾーン1（保護区域）

【概況】・東大寺、興福寺、春日大社や若草山、高円山及びそれらを取り囲む緑地、点在する文化施設等からなるゾーンである。

・世界的な歴史遺産と自然性の高い緑地からなる、奈良を代表する風致であり、現況の保護を今後も図ることが必要である。

【方針】・原則的に現況を凍結的に保全する。

・建築物・工作物の建て替え等については歴史的景観を保全するため、意匠形態等現況を踏襲し伝統的和風様式のものとする。

・工作物についても自然材での仕上げあるいは伝統色による彩色等周辺との調和を図る。

・樹林については管理・維持目的以外では伐採は行わないものとする。樹林内あるいは樹林に接する工作物等については、近・中景で見ても高さや仕上げにおいて森林の中で目立たないものとし、周囲に極力緑化を施す。

(以下略)

出典：奈良県風致保全方針・審査指針集

②歴史的風土保存区域

奈良公園を含む一帯は古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法に基づく歴史的風土保存区域春日山地区（約 1,743ha）に指定（昭和 41 年（1966））され、うち歴史的風土特別保存地区は 1,329ha となっている。計画対象地は、県庁舎周辺を除き大半が歴史的風土特別保存地区に指定されている。

奈良市歴史的風土保存計画（抜粋）

地区別の歴史的風土の特性に応ずる行為の規制の大綱は次のとおりとする。

(1)春日山地区

本地区の歴史的風土維持保存の主体は、春日大社、興福寺、東大寺等の歴史的建造物と一体となる奈良公園の自然的環境の保存にあり、背景となる春日山、御蓋山、若草山等の丘陵とその陵線における建築物その他の工作物の新築等、土地形質の変更、木竹の伐採等の規制に重点をおくものとする。また、春日奥山周遊道路沿道の石仏等の歴史的資産と一体となる原始林については、森林美の保存に重点をおくものとする。

出典：奈良市歴史的風土保存計画

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（抜粋）

（特別保存地区内における行為の制限）

第八条 特別保存地区内においては、次の各号に掲げる行為は、府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの、非常災害のため必要な応急措置として行なう行為及び当該特別保存地区に関する都市計画が定められた際すでに着手している行為については、この限りでない。

- 一 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築
- 二 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更
- 三 木竹の伐採
- 四 土石の類の採取
- 五 建築物その他の工作物の色彩の変更
- 六 屋外広告物の表示又は掲出
- 七 前各号に掲げるもののほか、歴史的風土の保存に影響を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるもの

③文化財保護法

奈良公園を含む一帯は、名勝奈良公園（約 563ha）に指定されている。計画対象地は、県庁舎北側の一部を除き大半が名勝奈良公園に含まれている。

1)保護の対象および保護措置

本法では、文化財を次の 6 分野に定義しており（法第 2 条）、これらの文化財のうち重要なものを文化審議会の答申を受けて文部科学大臣の指定・選定によって、国宝、重要文化財、史跡、名勝、天然記念物等として、国が重点的な保護の対象としている。

指定・選定等された文化財については、現状変更、修理、輸出などに一定の制限が課される一方、文化庁は、有形文化財の保存修理、防災、買い上げ等や、無形文化財の伝承者養成、記録作成等、保護のために必要な助成措置を講じている。

記念物（史跡・名勝・天然記念物）

（史跡）貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの。

（名勝）庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの。

(天然記念物) 動物 (生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物 (自生地を含む。) 及び地質 鉱物 (特異な自然の現象の生じている土地を含む。) で我が国にとって学術上価値の 高いもの。

2) 現状変更等の取扱い

史跡、名勝、天然記念物に指定されている土地またはその物件において、その現状を変更し、 又はその保存に影響を及ぼす行為 (現状変更等) をしようとするときは、国指定の場合は文化 庁長官 (県指定の場合は県教育長) の許可を得る必要がある。(法第 125 条、第 184 条第 2 項)

文化庁長官 (県指定の場合は県教育委員会) は許可を与える場合において、その許可の条件 として現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。(法第 125 条第 3 項)。

許可を受けないで行われた現状変更等については、文化庁長官 (県指定の場合は県教育委員 会) は原状回復を命ずることができる (法第 125 条第 7 項) ほか、命令に従わなかった者 に対して 20 万円以下の罰金に処することができる。(法第 197 条)

3) 現状変更等の許可等の基準

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則 (最終改正 : 平成 17 年 3 月 28 日 文部科学省令第 11 号) においては、現状変更等の許可等の 基準として以下の項目を掲げている。

- (1) 史跡名勝天然記念物に関して保存管理計画が定められている場合は、その定められた基準に適合 していると認められるか否か。
- (2) 史跡名勝天然記念物に関して保存管理計画が定められていない場合は、
 - ア. 現状変更等が指定の解除または一部解除につながるものと認められるか否か。
 - イ. 現状変更等が指定物件の保存に相当程度の支障となるおそれがあると認められるか否か。
 - ウ. 現状変更等が指定物件の整備に相当程度の支障となるおそれがあると認められるか否か。

出典 : 奈良県文化財保存課資料

4) 現状変更等の許可を要しない場合

現状変更等のうち、以下に示す維持の措置 (現状変更については維持の措置又は非常災害の ために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場 合) については許可を要しない。(法第 125 条)

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則 第 4 条

- 一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすこ となく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状 (指定後において現状変更等の許可を 受けたものについては、当該現状変更等の後の原状) に復するとき。
- 二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を 防止するため応急の措置をするとき。
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能 である場合において、当該部分を除去するとき。

(4) 来園者の傾向

1) 概況

奈良公園への入込数に関する調査が無いことから、「奈良市観光入込客数調査報告 平成22年 奈良市」のデータにより近年の入込傾向を整理する。資料は平成22年のデータが最新であるが、この年は遷都1300年祭の影響が強く表われていることから、平成22年度を除外して取り扱う。

① 属性

(単位:千人)

	一般	修学旅行	外国人	計
年入込数 H19年～H21年平均	12,810	790	470	14,070
構成比	91.0%	5.6%	3.3%	100.0%

(単位:千人)

年	一般		修学旅行		外国人		計	
H12	12,118	100.0%	948	100.0%	195	100.0%	13,261	100.0%
H13	12,556	103.6%	870	91.8%	177	90.8%	13,603	102.6%
H14	12,760	105.3%	882	93.0%	257	131.8%	13,899	104.8%
H15	12,763	105.3%	896	94.5%	271	139.0%	13,930	105.0%
H16	11,741	96.9%	885	93.4%	307	157.4%	12,933	97.5%
H17	11,919	98.4%	808	85.2%	323	165.6%	13,050	98.4%
H18	12,300	101.5%	816	86.1%	352	180.5%	13,468	101.6%
H19	12,583	103.8%	808	85.2%	492	252.3%	13,883	104.7%
H20	13,059	107.8%	774	81.6%	518	265.6%	14,351	108.2%
H21	12,777	105.4%	782	82.5%	407	208.7%	13,966	105.3%
H22	16,760	138.3%	1,026	108.2%	629	322.6%	18,415	138.9%

② 宿泊傾向

(単位:千人)

	日帰り	宿泊	計
年入込数 H19年～H21年平均	12,100	1,970	14,070
構成比	86.0%	14.0%	100.0%

③ 利用交通機関

(単位:千人)

	モーター				鉄道			合計
	普通車	バス	二輪車	小計	近鉄	JR	小計	
H21年利用交通機関別 入込数	2,660	2,073	6	4,739	7,175	2,052	9,227	13,966
構成比	19.0%	14.8%	0.0%	33.9%	51.4%	14.7%	66.1%	100.0%

- ・利用交通機関は、近鉄利用者が全体の半数余り（51.4%）で最も多く、次いで普通車19.0%、バス利用者が14.8%、JR利用者が14.7%と並ぶ。

④ 駐車場別利用状況

(単位:台又は千人)

		普通車	バス	二輪車	計
大仏前	台数	46,750	46,105		
	人数	140	1,844		1,984
	構成比	4.6%	37.8%		25.0%
高畑	台数	31,970	416	2,178	
	人数	96	17	3	113
	構成比	3.2%	0.3%	44.0%	1.4%
登大路	台数	169,912			
	人数	510			510
	構成比	16.7%			6.4%
その他	台数	766,045	75,451	2,767	
	人数	2,298	3,018	3	5,316
	構成比	75.5%	61.9%	56.0%	67.1%
計	台数	1,014,677	121,972	4,945	
	人数	3,044	4,879	6	7,923
	構成比	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

- ・ 駐車場別の利用状況は、公営駐車場以外の「その他」（67.1%）で全体の2/3を占めており、次いで大仏前観光駐車場（25.0%）、登大路観光駐車場（6.4%）が続く。

○まとめ

- ・ 奈良公園の主な来園者は、日帰りの一般客である。
- ・ 修学旅行は漸減しているが、外国人は10年で3倍増している。
- ・ 現況の観光客の来園起点となる主な箇所は、①近鉄奈良駅（717万人）、②JR奈良駅（205万人）、③大仏前観光駐車場（198万人）、④登大路観光駐車場（51万人）である。

2) 来訪先及び動線

平成20年に実施した奈良公園周遊アンケート調査から、現状の来園者の傾向として来訪先及び動線を整理する。

①調査概要

- ・ アンケート配布日：平成20年7月5日（土）～6日（日）の2日間
- ・ 配布箇所

1	近鉄奈良駅前広場付近
2	近鉄奈良駅前バス停付近
3	県営登大路観光駐車場付近
4	県営高畑観光駐車場付近
5	公営ならまちセンター駐車場付近
6	春日大社駐車場付近
7	東大寺 南大門
8	県庁前 歩道

- ・ 配布数 約10000枚
- ・ 回答数 有効票1546票

②出発地点

	出発地点	回答数	構成比
1	近鉄奈良駅	872	56%
2	JR奈良駅	186	12%
3	駐車場(奈良公園周辺)	356	23%
4	バス停(奈良公園周辺)	21	1%
5	その他	51	3%
-	無回答	60	4%
	合計	1,546	100%

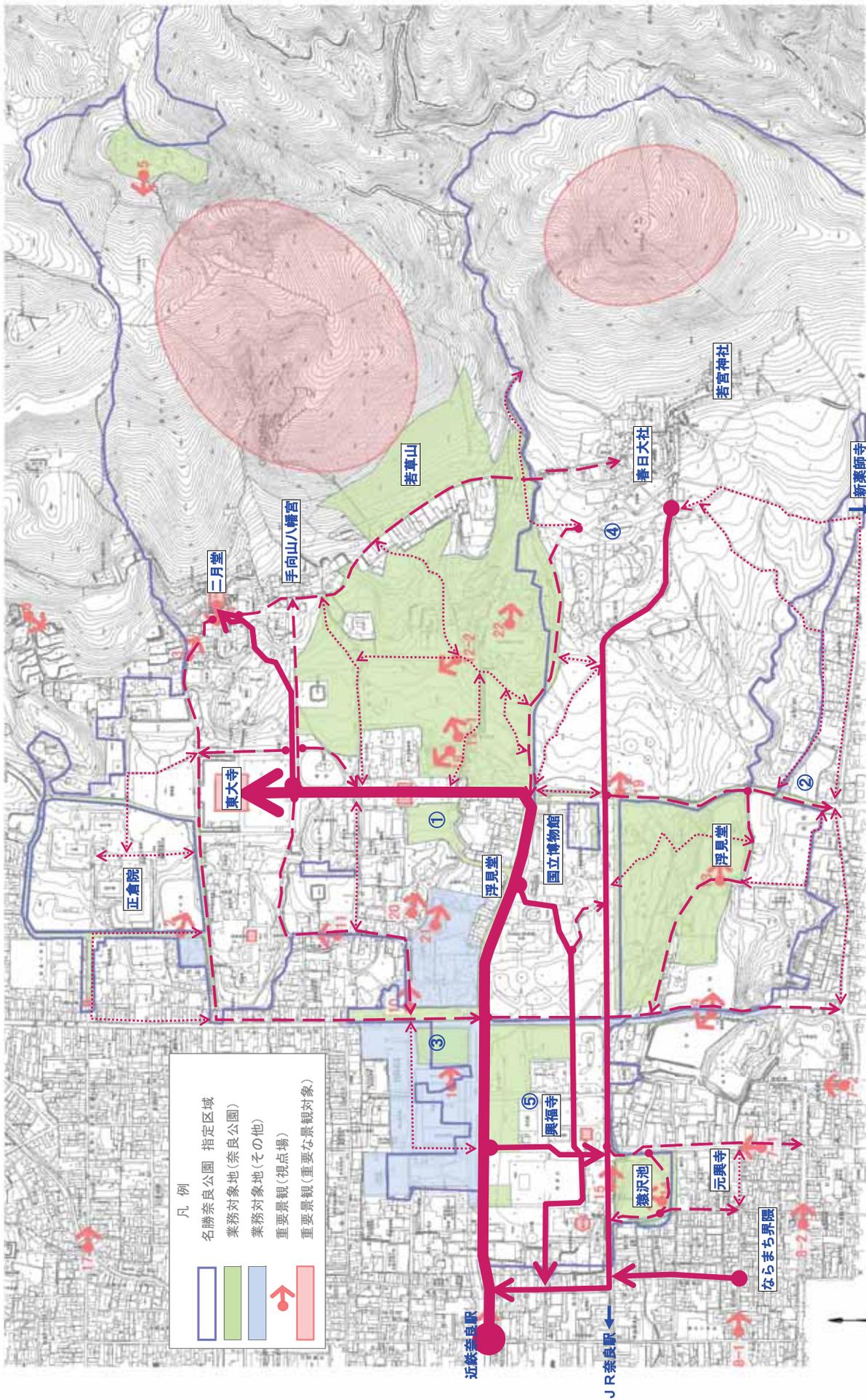
③来訪先

		最初に来訪 した施設	二番目に来 訪した施設	三番目に来 訪した施設	左記 計	構成比
1	奈良国立博物館	694	163	59	916	20%
2	東大寺	292	296	120	708	15%
3	興福寺	210	174	127	511	11%
4	春日大社	97	147	104	348	8%
5	ならまち界限	60	98	156	314	7%
6	二月堂	16	113	88	217	5%
7	浮見堂	14	50	22	86	2%
8	新薬師寺	12	25	36	73	2%
9	元興寺	9	23	27	59	1%
10	正倉院	3	27	21	51	1%
11	若草山	6	17	20	43	1%
12	手向山八幡宮	2	10	8	20	0%
13	若宮神社	1	9	5	15	0%
14	その他	80	150	147	377	8%
-	無回答	50	244	606	900	19%
	合計	1,546	1,546	1,546	4,638	100%

※「奈良国立博物館」が最も多くなっているのは、国宝法隆寺金堂展が6月14日～7月21日の間に開催されていたためと考えられる。

③来訪先及び動線

H20奈良公園周遊アンケート調査の結果を参考にして、公園利用者の来訪先及び動線を整理し、模式的に表示と、図- のとおりとなる。



- 凡例
- 名勝奈良公園 指定区域
 - 業務対象地(奈良公園)
 - 業務対象地(その他)
 - 重要景観(特定点)
 - 重要景観(重要な景観対象)

- 凡例
- 来園動線(利用率25%以上)
 - 来園動線(利用率10%程度)
 - 来園動線(利用率5%程度)
 - 来園動線(利用率3%未満)
 - ※矢印は流動の多い方向を表示

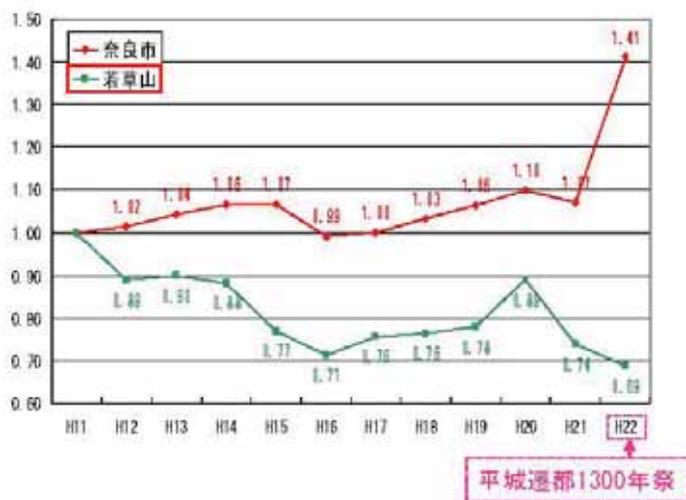
- 凡例
- ① 大仏前観光駐車場(バス・普通車)
 - ② 高畑観光自動車駐車場(バス・普通車)
 - ③ 登大路観光自動車駐車場(普通車)
 - ④ 春日神社駐車場(バス・普通車)
 - ⑤ 興福寺駐車場(普通車)

来園者動線 概念図 (現在)

出典: 奈良公園基本戦略 27 頁
(H20 奈良公園周遊アンケート調査による)

○ 若草山の入山者数の減少

若草山への来訪者数の推移を見ると、奈良市への観光客数の推移と比較して減少傾向が顕著であり、若草山からの眺望のすばらしさを享受できるような対策による誘客の促進が求められている。



出典：奈良市観光入込客数調査報告（奈良市 観光経済部 観光戦略室 観光企画課）及び奈良県調べ

図 3-7 奈良市及び若草山への来訪者数の推移（平成11年を1.0とした場合の伸び）



写真 若草山中腹部一帯目からの眺望景観



出典：奈良県資料（名勝奈良公園保存管理・活用計画 平成23年3月）を基に県で作成

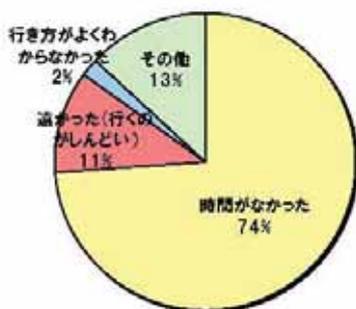
3-8 奈良公園周辺の地勢と主な天然記念物

○ 移動手段の不足による高齢者等の移動困難

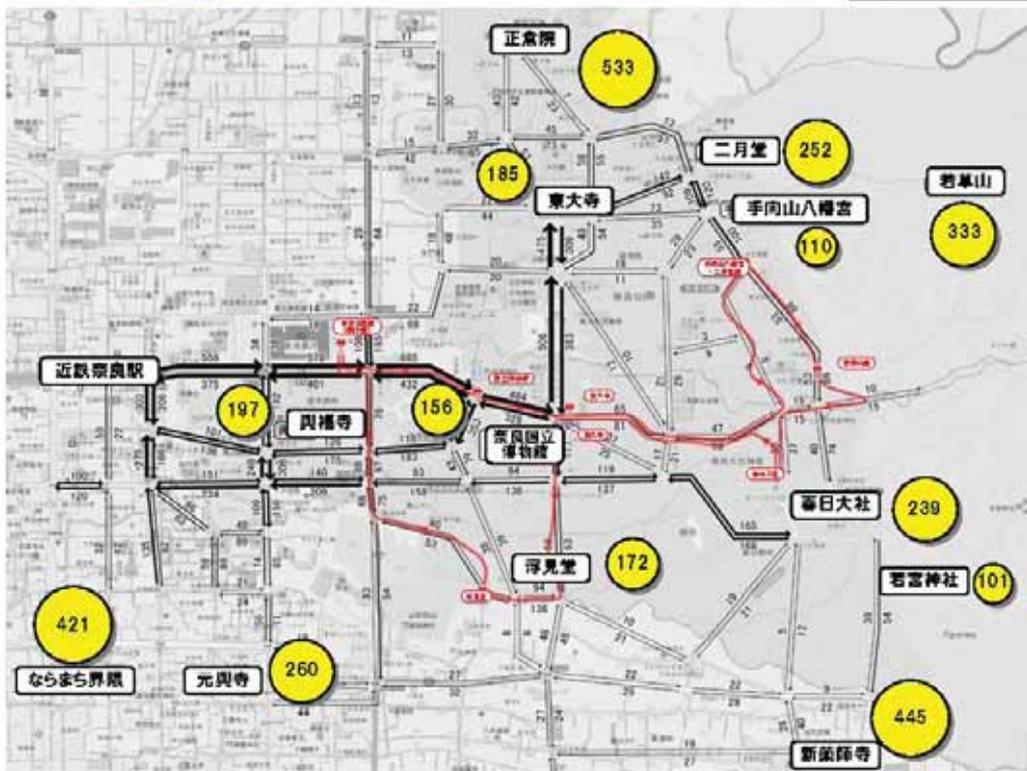
奈良公園内の観光施設は、非常に広範囲に分布しており、平成20年に実施したアンケート調査結果によると、「時間がなかった」「遠かった」などの理由で観たかったが観ることができなかった観光施設が多数存在することが明らかになった。

このため、奈良公園内をスムーズに周遊できる移動手段と高齢者等にも優しい移動手段の確保が求められている。

【立ち寄らなかった理由】



● 観たかったが観ることができなかった観光施設
 出典：H20.7観光客へのアンケート調査 (n=1,335)



出典：観光客へのアンケート調査（奈良県 平成20年7月）

図 3-22 観たかったが観ることができなかった観光施設と立ち寄らなかった理由

(5) 現況樹木

1) 主要樹木の分布と本数

樹種別植栽本数

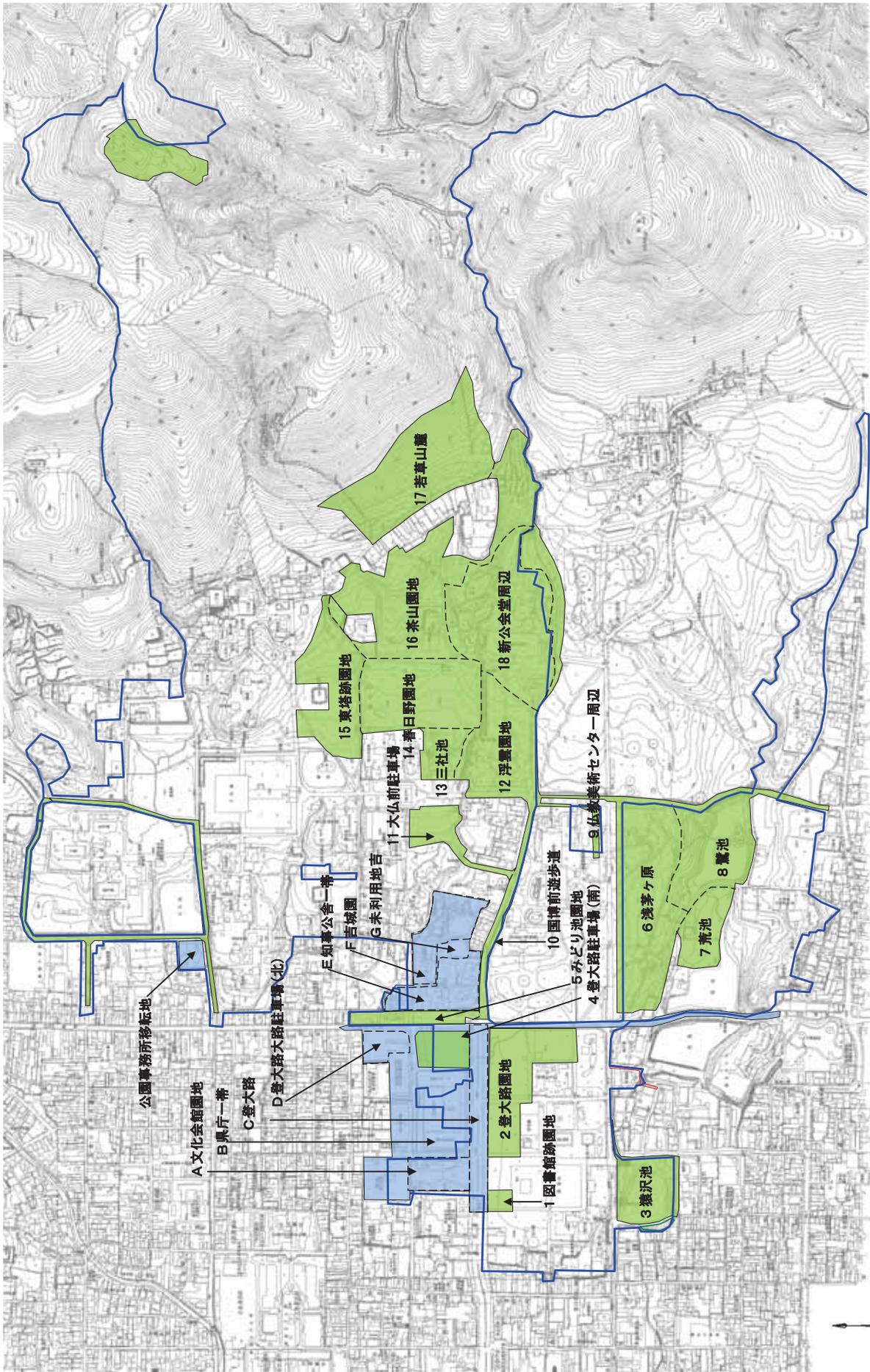
区域	園地名	マツ		サクラ	カエデ	スギ	サルスベリ	ウメ	ナンキンハゼ	計	
		平成7年 ※1	平成23年 ※3	平成12年 ※2	平成12年 ※2	平成24年 ※3	平成12年 ※2	平成12年 ※2	平成12年 ※2		
計画区域内	公園区域内	1図書館跡園地	41	41	71	20	1			2	275
		2登大路園地	185	140							
		3猿沢池	32	21	3	8				6	38
		4登大路駐車場	4	2							2
		5みとり池園地	70	42	63	10					115
		6浅茅ヶ原	77	26	326	58	137	10	216	2	775
		7荒池	22	7	65	6		12			90
		8鷺池	53	19	12	26		48			105
		9仏教美術センター周辺									0
		10国博前遊歩道	46	38		5					43
		11大仏前駐車場				5					5
		12浮雲園地	81	51	6	176		40		111	384
		13三社池	43	20	9	26			8		63
		14春日野園地	55	22	152	62		13		21	270
		15東塔跡園地	97	4	215	75	20				314
		16茶山園地	115	8	326	111	5	2		2	454
		17若草山麓	62	3	249	82		3			337
		18新公会堂周辺	206	63	149	160	3	116	56		547
		19焼門・正倉院周辺		27	49	8			2		86
		20高畑駐車場		5		10					15
その他						17			17		
	計	1,189	539	1,695	848	166	261	282	144	3,935	
	構成比		13.7%	43.1%	21.6%	4.2%	6.6%	7.2%	3.7%	100.0%	
公園区域外	A文化会館園地		◎	△	○	-	-	-	-	-	
	B県庁一帯		-	△	-	-	-	-	○	○	
	C登大路(県庁前)		◎	-	△	-	-	-	○	○	
	D登大路駐車場北		△	-	-	-	-	-	-	-	
	E知事公舎一帯										
	F吉城園・G未利用地										
計画区域外	東大寺境内		◎	△	○	◎	△	-	○	○	
	春日大社周辺		△	△	○	◎	-	-	◎	◎	
	国立博物館周辺		◎	○	△	○	-	-	○	○	
	依水園界限		△	-	○	△	-	-	-	-	
	興福寺境内		◎	○	△	△	-	-	-	-	

凡例:◎主要な樹木 ○多く分布している △分布している -分布無し又は極少ない

※1 出典:奈良県資料「公園樹木台帳 松」(平成7年)

※2 出典:奈良県資料「公園樹木台帳 松・さくら・かえで/もみじ」(平成12年)

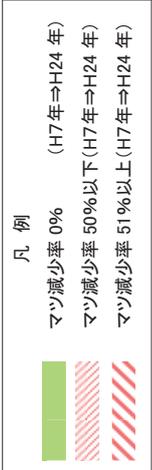
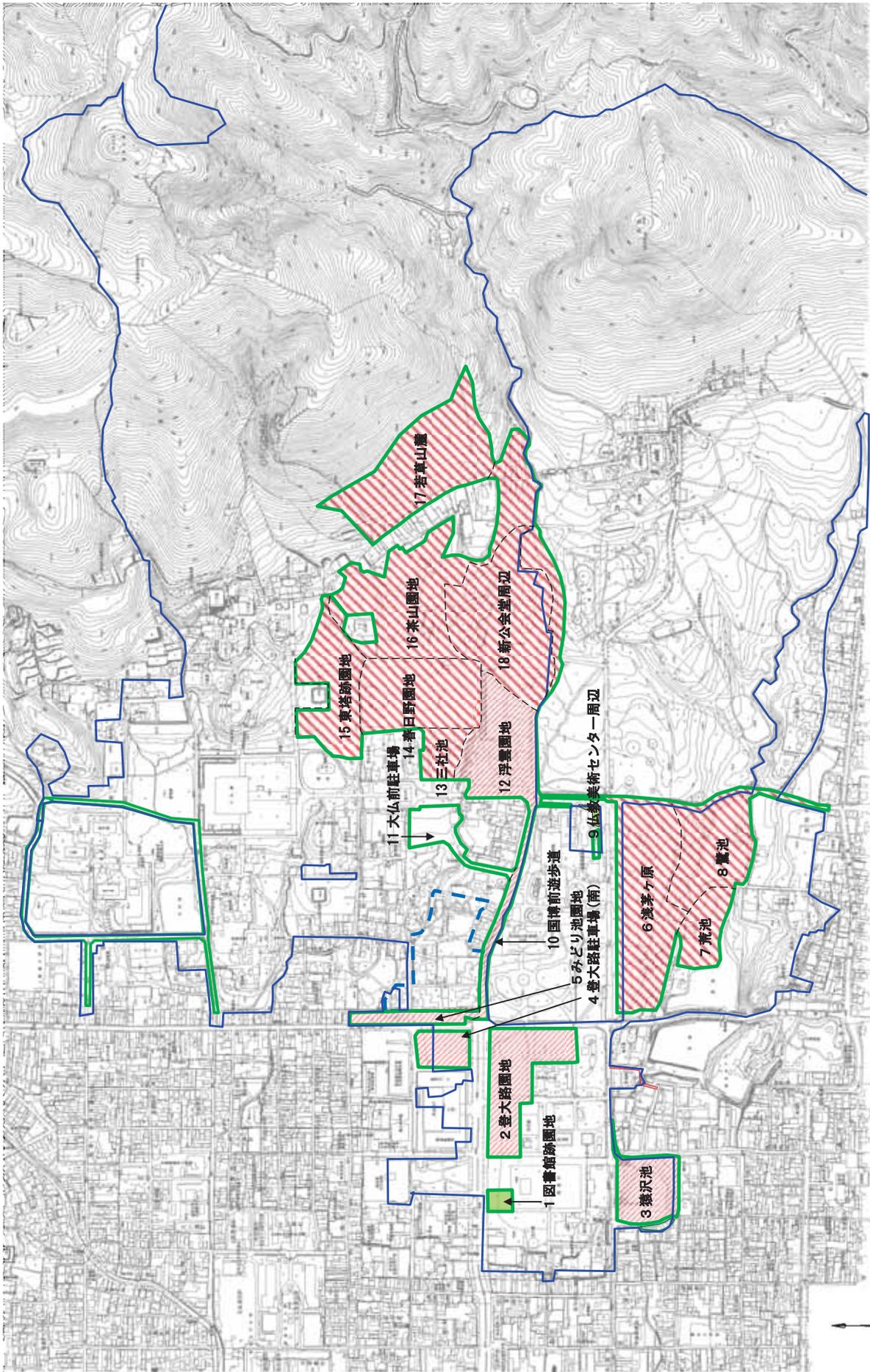
※3 出典:平成23年度 奈良公園植栽管理計画調査業務 報告書



- ※
- 凡例
- 名勝奈良公園 指定区域
 - 業務対象地(奈良公園)
 - 業務対象地(その他)



植栽管理地 位置図



マツの減少状況

